

第 12 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(水)午後1時30分
2. 招集場所 恵那市役所会議棟大会議室
3. 出席委員 (18名)
会 長 19番 大島 政幸
職務代理者 15番 梅本 信枝

委員	1番	鈴木 啓介	2番	瀨瀬 美由紀	3番	武生 雅美
	4番	可知 幸男	5番	三宅 一彰	6番	村瀬 耕平
	7番	小林 初世	8番	渡邊 春正	9番	遠藤 知
	11番	長谷川富美代	12番	瀨瀬貴一郎	13番	原 聡志
	14番	近藤 明德	15番	梅本 信枝	16番	水野 守文
	17番	保母 直彦	18番	仲田 菜那	19番	大島 政幸

4. 欠席委員 10番 柘植 豊生

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名について
- 第 2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 第 4 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 第 5 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局 長 大嶋 英哉
事務局 副局長 三宅 英機
事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

それでは、これより職務代理者梅本信枝様から、開会宣言をよろしくお願いをいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は19名中18名、定足数に達成していますので、総会は成立しております。本日、10番、柘植豊生委員から欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

恒例により、ただいまから恵那市農業委員会憲章を唱和いたしますので、皆さん、御起立をお願いいたします。

それでは、1番鈴木啓介委員の先導によりまして唱和を行います。鈴木委員、よろしくをお願いいたします。

[農業委員会憲章の唱和]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、大島会長より、御挨拶並びに議事進行をよろしくをお願いいたします。

○議長

お疲れさまです。改選後、総会は2回目となります。農地法の協議としては、今回が初めてですので、皆さん、御審議をよろしくをお願いいたします。

その前に、11月20日に、農業委員長、事務局長会議がありましたので、その中で重点的な部分を御報告させていただきます。

地域計画の目標地図、皆さん、御存じだと思いますが、これが昨年度末に定められました。その完成の内容が、目標地図が、現況が約5割、受け手がないものが3割で、非常に受け手がまだ明確になっていないことで、面積では地図の農業経営面積の約5割しか指定がないということで、8年度以降、ブラッシュアップ、実現と完成度を上げるための見直しを行うことで進められるみたいです。国の予算としては、地域計画の実現に向けた支援とか、農地中間管理機構の機能強化予算が重点的に当てられるということで進んでおります。

あと、水稻につきましては、令和7年産が748万トン生産されたそうです。13万トンの上振れで、令和8年については711万トンの計画で進めるということで、増産からまた計画の生産で、今年より37万トン減らす計画で割り振りがされるそうですので、今後そういう情報が出ましたら報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事へ入らせていただきます。

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規

定により、議長から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員に、4番、可知幸男委員及び5番、三宅一彰委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長を指名いたします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

ありがとうございました。では、よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

事務局、三宅です。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、まず、今回議案に上がっております、農地法第3条の規定による許可申請についてを一括で御説明させていただきますので、お願いいたします。

91番、大井町の案件です。2ページが議案書になります。土地については、大井町牛馬場2416の1、登記簿、現況とも畑、面積は168平米になります。1筆でございます。種別の権利については、所有権移転。譲渡人については、 さん、41歳、 にお住まいの方で会社員です。恵那市にお持ちの農地については、経営面積、自作地とも5,886平米。譲受人の方については、 さん、42歳で のお住まいになります。経営面積は、新規営農でゼロになっております。

理由ですが、この方、譲受人の さんの弟になりまして、市外に居住しており農地管理ができないために譲渡したいということでございます。それに対して、譲受人の可知みさんについては、譲渡人の姉であり、自宅の裏が申請地なので、譲受け、営農に励みたいということでございます。

資料の3ページ、位置図になります。申請地は、大井第二小学校の東側に位置しております。4ページが拡大図、5ページが現況写真でございます。見てのおり、現況は畑になっております。農作業の従事について、農機具は管理機1台と草刈機2台を所有しており、本人とお母様の2名で農作業に従事することになっております。営農計画書では、申

請地においてナスやネギなどの自家消費用の野菜を栽培する計画になっておりますので、お願いいたします。

92 番、長島町正家について御説明いたします。7 ページの議案書を御覧ください。土地について、[REDACTED] の原野、現況は田、面積は 1,280 平米になっております。1 筆です。権利については、所有権移転。譲渡人につきましては、[REDACTED] さん、51 歳、[REDACTED] にお住まいで会社員です。経営面積は 1 万 3,736 平米。譲受人の方は、[REDACTED] さんです。[REDACTED] にお住まいで農業を営んでみえるということです。経営面積とも 5 万 3,841 平米になります。

譲渡人の理由は、会社勤務で農地の管理ができないので譲渡したいということ。譲受人に関しましては、譲渡人からの意向で譲受けて、担い手として営農拡大に励みたいということでございます。

8 ページが位置図になります。申請地は長島小学校のほぼ南側に位置して、9 ページが拡大図、10 ページが現況写真になります。見てのとおり、現況は田でございます。

農作業の従事については、譲受人はトラクター 4 台、田植機 2 台、それからコンバイン 4 台等を所持し、7 人体制で法人として営農してみえるということで、今回も水稻を作っていくたいということで計画が上がっております。

93 番、長島町永田の案件について説明します。議案書は資料 12 ページになります。譲渡人の土地、[REDACTED]、畑、443 平米です。1 筆でございます。権利は所有権移転になります。譲渡人は、[REDACTED] さん、63 歳で、[REDACTED] にお住まいの会社員の方です。経営面積等は 7,854 平米。譲受人の方は、[REDACTED] さん、37 歳で [REDACTED] にお住まいの方です。この方も新規営農になっています。

譲渡人の理由は、当該地を維持管理していくことがちょっと困難なために、譲渡をしたいということ。それから譲受人については、この隣に、この後、5 条で出てきます自社の倉庫の関係で、隣の農地になるこの当該地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

13 ページが位置図になります。申請地は、長島小学校の南側に位置し、14 ページが拡大図、15 ページが現況写真となります。現況は、このような畑のような形になっております。

農作業については、この後、先ほど申し上げたとおり、審議に出てくる木材加工業の倉庫を作る計画がこの水色の点線のところにございまして、その残地を農地として譲受け

たいということでございます。管理機が1台、軽トラ1台、草刈機2台を所持しております、お母様と2人でサツマイモやトマト、シソなどを作っていく計画で上がってきておりますので、お願いいたします。

94番、東野の案件について説明いたします。16ページです。議案書は17ページになります。土地は、■■■■■■■■■■ほか1筆、合計が畑2筆で341平米になります。権利は所有権移転になります。譲渡人は、■■■■■さん、79歳の方で■■■■■にお住まいの無職の方です。経営面積とも5,746平米でございます。譲受人の方は、■■■■■さん、63歳で、同じく■■■■■にお住まいの方の会社員です。

譲渡人の理由は、譲受人の方、いわゆる原さんが申請地を以前から管理していたために、正式に譲渡したいということでございます。それに対して譲受人の原さんは、申請地を以前から管理していたので、今回、正式に譲受けて営農に励みたいということでございます。

18ページが位置図になります。申請地は、恵那東中学校の東側に位置しております。19ページが拡大図、20ページが現況写真で、1筆の様子が示されております。現況は畑となっております。

譲受人は、以前からこの農地を管理しております、耕運機、軽トラ、草刈機などを所持しております。これを管理していく上で、御夫婦でサツマイモやネギ、カブや柿なんかを作っていきたいという計画で上がってきております。

21ページ、95番の三郷町野井の案件についてです。資料の議案書は22ページになります。土地は、■■■■■■■■■■、登記簿、田、現況、畑の633平米になります。1筆です。権利の種別については所有権移転。譲渡人については、■■■■■さん、78歳で■■■■■のお住まいです。農業です。申請面積としては、このように9,985平米でございます。対して譲受人の方は■■■■■さん、84歳の方で■■■■■の方です。

譲渡人の理由としては、以前から譲受人にこの当該地の譲渡地の管理を依頼しておったと。正式に譲渡したいということでございます。それに対して譲受人は、以前から当該地を管理しておって、正式に譲り渡し地を譲受けて営農に励みたいということでございます。

23ページが位置図になります。申請地は、三郷小学校の北東のほうに位置します。24ページが拡大図、25ページが現況写真となっております。畑として今現在、利用されているということになっております。

譲受人は、申請地の半分、右半分、現況写真で見ると切れておりますけど、右半分の畑

地を所有しております、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック、草刈機2台などを所持しております。今後、譲受けられて、家族は御夫婦とお子さんが見えますので、それで一体的にトマト、ナス、キュウリなんかを作っていきたいという計画でおられます。

96番、三郷町野井の案件です。27ページが議案書になります。譲渡人の方の土地の情報ですけど、[REDACTED]、登記簿、田、現況、畑で、面積は33平米になります。畑1筆になります。所有権移転でございまして、譲渡人の方は[REDACTED]さん、77歳で、[REDACTED]にお住まいの方です。経営面積、自作面積とも3,300平米でございまして。それから、譲受人は[REDACTED]さん83歳、[REDACTED]にお住まいの方でございまして。新規営農になります。

譲渡人の理由としては、高齢のために農地を維持管理できないために譲渡したいということでございます。それに対して譲受人の方は、[REDACTED]にお住まいだったんですけど、このたびちょっと出て、空き家バンクで、三郷町のこの家の隣地を買いました。それに合わせて、譲渡地を譲受けて営農に励んでいきたいということでございます。

28ページが位置図になります。申請地は三郷こども園の東側に位置しております。29ページが拡大図、30ページが現況の写真となっております。登記地目は田ですが、現況地目も一応田になっておりますが、このような状態になっております。農作業の従事について、譲受人の方は、隣接地の、先ほど申しましたように居宅を購入して、農地として管理していきたいということでございます。耕運機1台、軽トラ1台、草刈機2台を所持して、夫婦とお子様の3人でネギやキュウリ、トマトなんかを作っていきたいという計画でございまして。

97番、武並町藤について御説明いたします。議案書は32ページになります。土地の情報ですけど、[REDACTED]他2筆で合計3筆になります。登記簿については、畑2筆、田1筆になりまして、合計が1,954平米でございます。権利の種別は、所有権移転になります。譲渡人の方は[REDACTED]さん、77歳で[REDACTED]にお住まいで無職の方です。譲受人の方は、[REDACTED]様、31歳で[REDACTED]にお住まいです。今回、新規営農になります。

譲渡人さんの理由としましては、申請地は住居から離れておって、高齢になったこともあって維持管理ができないということでございます。それに対して譲受人さんは、譲渡人所有の宅地をこのたび購入して、家を建てる予定でおります。隣接する当該地も譲受けて農

地として活用していきたいということでございます。

33 ページが位置図になります。申請地は武並小学校の北西側に位置しております。34 ページが拡大図、35 ページが現況写真になっております。田や畑として使用して、現状としても畑でございます。

農作業の従事について、譲受人は隣接地に、先ほど申した居宅をするために土地を購入して、周辺も農地として管理をしていきたいということです。耕運機等を持っており、夫婦で栗や季節野菜なんかを作る計画で進めておられるということでございます。

98 番、飯地町の案件です。37 ページが議案書になります。譲渡人の土地の情報ですが、飯地町笹畑 716 の 5、地目は畑、492 平米になります。権利は所有権移転でございます。譲渡人の情報ですが、 さん、79 歳、 にお住まいで会社経営をされている方です。対して譲受人の方は、 さん、41 歳で の方、会社を経営しております。

譲渡人の理由としましては、遠方に居住しており、農地の管理ができないため譲渡人に譲りたいということです。 さんは、この近くのテント村を営んでおられて、申請地を譲受けて営農に励んでいきたいということでございます。

38 ページが位置図になります。申請地は飯地振興事務所の東側に位置します。39 ページが拡大図、40 ページが現況写真で、今現状、このような畑のような形になっておるとのことでございます。先ほど申し上げましたが、農作業について譲受人は、飯地テント村の経営をしておられて、農地として管理をしていきたいとのこと。草刈機が 1 台、鎌、くわなど、そういったものは持っておりますけども、そういったものをもってブルーベリーを作る計画で上がってきております。

99 番、飯地町の案件です。議案書は 42 ページになります。土地の情報ですけど、 、地目は両方とも田で、3,285 平米です。権利は所有権移転。それから譲渡人の方は、先ほどと同じ さんになります。 にお住まいの方です。譲受けられる方は、 さん、78 歳で にお住まいの方です。

先ほど申し上げましたが、譲渡人の理由は、遠方に居住しておって農地の管理ができないということで、譲受人の方の理由は、近くに農地がございますので、譲受けて営農に励んでいきたいということでございます。

43 ページが位置図です。申請地は飯地振興事務所の東側に位置しておられて、44 ページが拡大図、45 ページが現況写真となっております。現状はこのような田でござい

ます。譲受人は、申請地近くの農地を管理しており、譲渡人からの相談を受けて、夫婦で農地として管理する予定でございます。トラクター1台、田植機1台、草刈機1台、軽トラ1台を所持しておいて、水稻を作っていくという計画でございます。

100番、明智町杉野の案件でございます。47ページ、48ページが議案書になります。土地の情報ですけど、[REDACTED]を含めた9筆になりまして、合計が4,170平米になります。権利の種別としては所有権移転でございます。譲渡人の方は、[REDACTED]さん、66歳で[REDACTED]にお住まいの自営業の方、経営面積、自作面積とも4,170平米でございます。譲受人の方は、[REDACTED]様、50歳で[REDACTED]にお住まいの方になります。新規営農になります。

譲渡人の理由は、遠方に在住しておいて農地管理が困難なために譲渡するという事です。これに対して譲受人の方は、申請地の隣地の居宅を空き家バンクで購入し、転居に合わせて周囲の農地も譲受けて営農に励んでいきたいということでございます。

49ページが位置図になります。申請地は明智小学校の北東側に位置をしております。50ページと51ページに分かれておりますが、拡大図を載せております。52ページが一部の現況写真になります。現状はこのような田と畑になっております。譲受人は譲渡地、隣地の住宅を購入し、耕運機、草刈機などを所持して周辺農地を一体的に管理する予定でございます。筆数が多いのですが、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]を一応田として一部委託をして耕作し、現況写真に載っているところは畑として利用していきたいと聞いております。そのほか、トマトやキュウリ、それから大根なんかを作っていきたいということでございます。また、御近所さんの農家の寄り合いにも、今後、積極的に参加していきたいと聞いております。

以上で3条の御説明を終わります。

○議長

この件については、地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

91番、92番、93番と94番について、第1地区、三宅一彰委員長より協議の様態について報告をお願いします。

○1番

11月19日に地区委員会を開催いたしまして、現地確認と事前審査を実施いたしました。その結果について御報告いたします。

まず、1 ページの 91 番の案件です。これは譲渡人が平成 29 年に相続されましたけれども、現在、■■■■■在住で、地元に戻られる予定もないということなので、申請地の隣接地に住まわれているお姉さんの譲受人に贈与にて譲渡されるものであります。

初めて農業に携わられるわけですが、管理機、草刈機等を所有されております。ナス、ネギ等の家庭菜園として栽培されるということで、この申請地の東側に川がありますけど、そこが大雨が降ると水があふれて、この周辺が水浸しになるということで、近くに行ったときには土を入れて、ちょっとかさ上げをするような形で、写真でも土が盛っておりますけど、これはならして畑として利用したいということで、特に問題はないかなという結論でございます。

6 ページの 92 番の案件です。これも譲渡人が本年 2 月に相続によって取得されましたけど、会社勤めで申請地の維持管理ができないということで、市内で大規模の受けを行ってみえます■■■■■さんに譲渡をされることで、■■■■■さんも担い手として農業経営を拡大したいということで、今回の申請に至ったということです。

■■■■■さん自体は、自作地が、田が 2,270 平米、借入れ地が 5 万 1,571 平米、非常に大規模に農業経営はやっておられますし、農機具についても大型農機を複数台所有されておりますので、問題はないかなという結論でございます。

11 ページ、93 番の案件です。■■■■■の近くにありますが申請地、これを先ほど御説明ありましたが、3 筆ありまして、2 筆は 5 条で後ほどまた出てまいります。1 筆については、3 条で譲受人である■■■■■の代表を務められている■■■■■さんが自宅でも家庭菜園等を行ってみえますので、お母さんと一緒に野菜を栽培したいということで、農地のまま所有権移転をされるということで、野菜としてはサツマイモ、トマト、シソ等を栽培されることとなります。これも、特に問題はないという結論でございます。

最後、16 ページの 94 番です。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、以前より譲受人がこの申請地の道を挟んだ向かい側にお住まいですので、自分が所有される田んぼ 519 平米と併せて維持管理をされてきております。耕運機、軽トラ、草刈機等も所有されておりますので、継続して管理をされていくということで、作付予定としてはサツマイモ、柿などを予定されております。現状は田ですけど、ネギとか白菜、カブ、柿などを栽培されておりますので、野菜づくりで使用されていく予定でございます。

以上、91 番から 94 番までについて、地区委員会では問題ないと判断いたしましたので、御審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長

続いて、95番、96番、97番について、第2地区、村瀬耕平委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○6番

先日、11月19日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。その結果について、ちょっと報告します。

まず、95番の案件ですが、譲渡人と譲受人は本家と分家の親戚関係に当たり、最初、50年ぐらい前から譲受人の■■■■さんがずっと畑を管理してみえました。その関係で、今回、正式に譲受けて、管理をしていくことになりました。

次の96番です。空き家バンクを活用された■■■■さんが、その横にある農地33平米ぐらいの狭い土地ですけど、そこで家庭菜園で野菜などを作っていきたいということでありました。

次に、97番です。これも空き家バンクの関係で、譲受人の■■■■さんが若いし、やる気のある方で、3筆を管理していくことになりました。

第2地区委員会としては、事案案件全件について異議はなく、問題ないと判断しました。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長

続いて、98番、99番について、第3地区、遠藤知委員長より協議の模様を報告をお願いします。

○9番

それでは、報告させていただきます。

農地法第3条の件につきまして、11月19日に地区委員会を開催いたしまして、現地確認と事前審査を実施しました。その協議の結果について報告いたします。

98番と99番につきましては、譲渡人は一緒でございます。98番から説明しますと、37ページから御覧ください。

譲渡人は■■■■さんは、譲受人は■■■■さんで、■■■■さんは現在■■■■に住んでみえます。住居を変えられて、年数回自宅へ帰られて、自宅周辺の草刈り等を実施してみえたわけですが、80歳という高齢に達しまして、管理もなかなかできなくなってきたということで、たまたま飯地高原近くに住んでみえた■■■■さんという方が、自宅から■■■■さんのうちまでは約二、三百メートルぐらいだと思うんですけど、近くに見える加納

さんに一応譲渡するという事で、■■■■さん自体も会社の役員で農機具を持ってみえるわけじゃないですが、面積的に約 500 平米ぐらいの畑になります。

ここに、ブルーベリーを栽培するという事もありまして、農機具としては草刈機があれば、あとは植え替えとか、くわやかまもあればできるというようなことで、大きな機械はないですが、ブルーベリーの栽培することで、この辺は手作業でも十分できることから、将来的にほっとけば荒廃化も考えますと、今回の申請については問題ないと判断いたしました。

99 番の件ですが、■■■■さんという方が飯地の入り口のところに住んでみえるんですが、自宅前は自分の田んぼで、現在、農機具、トラクターはじめ、田植機、コンバイン等は持ってみえます。この方が、■■■■さんの田んぼ、約 3 反 3 畝か 4 畝かあるんですが、前から耕作しておった経緯で、■■■■さんもなかなか高齢化になってきまして、作業もできないこともありまして、今、■■■■が水稻を耕作しております。ですから、一応、名義的には、耕作権は■■■■さんがずっと持ってみえたんですが、■■■■がそれを戻すことで、一応、農作業については機械等もありまして、問題ない。一方では、営農組合が一応耕作権を設定して、農作業をしてる面がありますので、この営農計画については問題ないと判断いたしました。

いずれにしても、この 2 件の審査結果の結論といたしましては、第 3 地区委員会としましては、2 案件全件について異議なく、問題ないと判断をいたしましたので、引き続き御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

続いて、100 番について、第 5 地区、保母直彦委員長より協議の模様について報告、お願いします。

○17 番

農地法第 3 条、100 番の案件につきまして、先日 11 月 17 日に地区委員会を開催いたしました。現地確認と事前審査を実施しまして、その協議の結果について報告をいたします。

先ほども概略の説明がありましたが、譲受人は■■■■で飲食業を営んでおられましたが、このたび、農地付空き家を購入されて移住されることになりました。農地の譲受けに際しまして、農業機械は刈払機 1 台と、今後、購入予定である耕運機だけあります。また、農業経験も十分とは言えないような状況ですが、水田がおよそ 4 反、畑が 3 畝ぐらいであって、ちょっと心配をする面もございましたが、米づくりについては地元である■■■■

■■■■の全面的な協力を得られること、部分委託で始めることで、また畑作については、一部水田を畑作に変えながら、地元の人たちの協力も得ながらということが確認できましたので、特に地区委員会の中では、それ以上問題はありませんでした。

よって、地区委員会といたしましては、この事案について問題はないと判断いたしましたので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長

ただいま地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

ちょっとお待ちください。ちょっと確認したいことがあります、事務局に。

99番の申請について、事務局より説明を追加してください。お願いいたします。

○事務局

補足で説明いたします。

一応、先ほど、委員長様から利用権設定をして、委託してと言われてましたけど、全てを丸投げする形ではなくて、草刈りとか維持管理についてはしっかり地元でやっていくという流れで運営をしていきたいということでございます。

○議長

第3条においては、全てを委譲というか、権利を設定かけると取得ができませんので、その方は。ここで見ますと、■■■■さんが所有権を移転されて、もらわれるという案件については、この方が営農組合へ作業を全てやってもらう使用貸借権を結ばれるという説明でしたが、それをやりますと所有権移転は許可できなくなってしまいます。結局、経営は頼頼明弘さんが経営されて、作業を委託することを、事務局から、今、追加で説明されましたので、そういうことで採決を採らさせていただくことになると思いますが、いいですか、事務局。

○事務局

遠藤さん、よろしいですか。

○9番

はい、いいですよ。

○議長

それでは、これで質疑を終わり、採決いたします。

議案第52号、91番から100番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 3、議案第 53 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、議案第 53 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を御説明いたします。

54 ページ、大井町の案件になります。土地の情報ですが、[] から [] までの計 5 筆になります。登記簿上の地目は畑、それ以外の現況としては宅地と雑種地で、合計が 457 平米になります。当該者ですが、[] 様、[] にお住まいの方。用途は一般個人住宅と進入路、庭でございます。

転用の理由ですが、60 年前から宅地として既に利用しており、現況に合わせて転用申請を行いたいということでございます。

55 ページが位置図になりますので、御確認ください。申請地は、大井第二小学校の東側の県道沿いに位置しております。公共投資の対象となっていない、その他の第 2 種農地です。56 ページが拡大図になりまして、申請地は全部で 5 筆。57 ページが現況写真になります。御覧のとおり、既に宅地と進入路、庭となっておりますので、過去の経緯として始末書兼経緯書が添付されております。58 ページが計画図になります。周辺の状況は、北側が宅地、東側も宅地、南側は公衆用道路、西側は宅地になっております。雨水排水は東側と南側の既設水路へ排水しますので、生活排水については下水道に接続することになっております。現状としては、改変を加えるものではないということでございます。

59 ページ、長島町久須見の案件です。60 ページが議案書となります。住所地については、土地の情報は []、畑、宅地で 105 になります。住所につ

いては、XXXXXXXXXXさん、恵那市の岩村町にお住まいの方で、用途は庭になります。

転用の理由は、申請地の隣接地に実家があるんですけど、現在、お住まいにはなっておらず空き家になっておりまして、敷地が狭く農地として利用ができないので、庭と一体にするものでございます。

61 ページが位置図になります。申請地は、市立恵那病院の西側の県道沿いに位置しておるということになります。公共投資の対象となっていない、その他の第2種農地で、62 ページが拡大図になります。見てのとおり、鍵状の1筆になっております。63 ページが現状写真で、見てのとおり、耕作はされておらず、庭という状態になっております。

申請理由は、登記地目も畑になっているんですけど、現在居住されておらず空き家で、当該地の敷地が狭くて形状も農地として利用することはできないため、庭として、宅地として利用したいと。

なお、昭和 62 年頃から既にこのような現況になっていたために、経緯書が添付されております。雨水は申請地の西側に水路がありまして、そちらに入れると聞いております。

以上で説明を終わります。

○議長

それでは、13 番、14 番については、第1地区、三宅一彰委員長より協議の模様について御報告願います。

○5 番

それでは、第4条、13 番、14 番について、地区委員会での協議と結果について御報告いたします。

まず、53 ページの13 番ですが、先ほども説明がありましたけど、これは令和3年6月に申請者が相続をされたものんですけど、60 年ほど前から住宅進入路、庭として利用されていたということで、平成 18 年に国土調査がありましたけど、境界未定地となっておりました。それが、このたび、関係者間で境界が確定しましたので、今回の申請になったことで、現状に即した地目に変更するものでありますので、また始末書兼経緯書も添付してありますので、地区委員会としてはやむを得ないものであると判断をいたしました。

次に、59 ページの14 番です。これも同様の案件ですが、昭和 62 年頃に申請者の父親が居宅と附属建物を建築したときから庭として利用されてたということで、平成 19 年に相続をされましたけど、農地であることを知らずにいたということで、この土地については特殊な形状をしておりますので、これまでどおり庭として宅地と一体利用していきたい

ということで経緯書が添付されておりますので、これもやむを得ない案件であるかなということ、地区委員会では判断をいたしましたので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 53 号、番号 13 番、14 番の「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 53 号は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 4、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局

引き続きまして、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」で御説明をいたします。

資料は 65 ページ、62 番の大井町からになります。66 ページが議案書になります。土地の情報ですが、XXXXXXXXXX以下 1 筆で、合計 2 筆、3,211 平米になります。所有権移転でございます。譲渡人の方はXXXXXXXXXXさん、XXXXXXXXXXにお住まいの方です。譲受人はXXXXXXXXXXで、XXXXXXXXXXのお名前になっております。用途としましては、農業用施設、シイタケ栽培施設、選別出荷施設、従業員更衣室、トイレ、休憩所でございます。

転用の理由ですが、譲渡者はXXXXXXXXXXを長年務めてみえました。20 年ほど前

陽光パネルの光と熱が耕作物に影響が出る、そういうことが想定されるからということで、この畑を持ってらっしゃる方の隣地承諾が今取れてないということです。努力はしてみえますけど。ということでした。

88 ページの計画図では、148 枚ほどのパネルの設置、東側から今、水色の三角の点線で囲ってありますが、進入路を設けて、排水計画も新設の土側溝とまずに排水することで計画が上がっておるということになります。

90 ページ、66 番の岩村町飯羽間の案件です。91 ページが議案書です。土地の情報は、
、登記簿、現況、田、面積は 816 平米になります。権利は所有権移転で、これも譲渡人は様、地元のにお住まいの方です。譲受人は
になります。用途、転用理由とも、太陽光発電を建設するというので、議案で申請が上がっております。

92 ページが位置図になります。岩邑中学校の北西側に位置しております。93 ページが拡大図で、御覧のように 1 筆でございます。現況写真、94 ページ見ていただくと、耕作はされていないものの畑になっております。公共投資の対象となっていないその他第 2 種農地で、申請理由は先ほど申した太陽光発電を建設したいということになります。

これも、96 ページに周辺の土地状況を載せております。東側については上がっていく道、道路です。それ以外は田と原野になっております。ここに関しては、隣地承諾は関係者から全てもらっているという報告を受けております。95 ページ、計画図ではパネル 150 枚程度の設置、東側から進入路を設けて、排水計画も南側に土の堰堤を、まずに排水することになっております。

97 ページ、同じく岩村町飯羽間、67 番の案件です。98 ページが議案書になります。
ほか 1 筆の合計 2 筆になります。2,474 平米になります。権利は所有権移転。それから、譲渡人はさん、岩村町の地元にお住まいです。譲受人の方は、さんです。今回、用途としてはライスセンター、これは農業用施設として建設をしたい。自社でライスセンターを建設し、営農の効率化を図りたいということになります。

99 ページが位置図になります。岩邑中学校の西側に位置します。100 ページを御覧いただくと拡大図で、全部で 2 筆。101 ページが現況の写真で、このように現状も田になっております。

申請理由は、ここは農振農用地でございますけど、農業用施設として建設するものなの

で、ライスセンターを建設したいということでございます。申請地の隣地状況ですけど、東側は市道、北と南には田、西は水路になっております。隣地承諾についても関係者から承諾をもらっております。

また、ここ、一部農地、中間管理機構との利用権設定がされておりますけど、本日までに合意解約されることを農政課より確認をしております。また、転用面積が1,000平米を超えるために市の建設課と協議中。それから、盛り土規制法にも該当するので、現在、資料等を準備中と聞いております。

102 ページの計画図では、このような形で大きな乾燥調整棟のようなもの、東側から進入路を設けて、排水計画も東側の既設側溝に排水すると伺っております。

103 ページ、68 番、山岡町下手向の案件です。104 ページが議案書になります。■■■■■■■■■■ほかに2筆で、合計3筆になります。8,653 平米になります。譲渡人の方も3名ございまして、■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■にお住まいの方、■■■■■■■■■■さん、それから■■■■■■■■■■にお住まいの■■■■■■■■■■さん、この3名の方になっております。日本エコシステムで譲受けられて、用途、転用理由とも太陽光発電施設として事業をしたいということでございます。

105 ページが位置図になります。申請地は山岡中学校の北西側に位置しておりまして、公共投資の対象となっていないその他の第2種農地です。106 ページが拡大図で、申請地は全部で3筆ございます。107 ページを御覧いただきますと現況写真ですが、一部、私も行ったときは、このようにきれいな、見やすいようにという配慮で草が刈られていたんですが、実際、この周辺にあるような草がぼうぼうのような状態が続いております。そういったことで、休耕状態かなと考えられます。108 ページが計画図で、109 ページが公図で、先ほど言った周辺の状況です。北側と東側は公衆用道路と、道路を隔てて山林と譲渡人の田、南側が譲渡人の原野となっています。西側は悪水路、汚水ですね、悪水路とその先が山林で、隣接する土地所有者と地元自治会の事業実施についての同意書は得ております。ですので、同意書が添付されております。

事業内容は、太陽光パネルが1,116枚で、東側に門扉と進入路。雨水排水は申請地内に調整池を設置して、西側の水路へ排水するというところでございます。雨水以外には取水排水はないということです。また、申請地の外周はフェンス等で囲っていくということでございます。

この案件は、転用面積が3,000平米を超えているため、岐阜県農業会議への大規模諮問

案件になっています。また、その市の太陽光発電設備設置に関する条例の該当にもなるために、農地転用許可については、市の太陽光条例に基づく開発同意後に転用許可がされるという案件になります。

以上で5条の説明を終わります。

○議長

地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明をお願いします。

62番、63番、64番の案件について、第1地区、三宅一彰委員長より協議の様様について報告を願います。

○5番

それでは、まず65ページの62番について御説明をいたします。

譲渡人は、本年の6月まで■■■■■■■■■■を務めてみえました。申請地については、20年前から現況の施設として利用されてきましたが、今回、理事長を替わられたことで、これまでの個人名義だった申請地と隣接の雑種地及び施設等一式を、■■■■■■■■■■に譲渡されることが決まりまして、今回の申請になったわけです。

1,000平米を超える案件ですが、20年前から現状のままであったということで、開発許可の手続は不要であること。また、農振農用地に該当しますので、用途区分変更届出書も提出をされている。それと、■■■■さんと■■■■■■■■■■さん、双方から始末書も提出をいただいておりますので、これはやむを得ないかと地区委員会では判断をいたしました。

次に、71ページの63番です。これも3条と5条申請で出てきた隣接する案件ですけど、これは60年前から庭の一部として使用されておりましたが、このたび関係者の中で境界が確定したので、分筆して申請をされるということで、申請地の東側に住まわれてます■■■■さんから申請地の西側に住まわれてます■■■■■■■■■■さんの譲受人に譲渡されることで、これもやむを得ない案件かなと判断をいたしました。

続いて、77ページの64番です。これは、3条申請で報告いたしました申請地の隣接するところではありますが、申請地については、北側、南側は山林となっておりますし、東側は3条で所有権移転申請があった畑になります。西側は公衆用道路となっておりますので、宅地に転用しても問題はないということで、用途としては■■■■■■■■■■さんで新たな木材加工業倉庫施設の増設及び駐車場、それからトラックターミナル兼作業場、進入路を建設したいということで申請になったものであります。これは、農振除外申請が決定したために今回の申請となったもので、これについてもやむを得ないと地区委員会では判断い

たしましたので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして、65 番の案件について、第2 地区、村瀬耕平委員長より協議の模様について報告願ひます。

○6 番

この件に関しまして、86 ページを見てください。

下側の南側、トマトのハウスをやってみえる人は■■■■さんという方が、■■■■さんより土地を借りて作ってみえます。そちらは隣地承諾がされたと聞いておりますけど、同じ南側の東の土地ですけど、そちらが太陽光パネルによる熱とか光によって、畑をするのによくないということで反対をされております。この土地の方は■■■■さんという方で、今回、推進委員をされている方ですけど、そういう件がありまして、この件は、第2 地区委員会としましては不許可相当であると判断しました。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長

続きまして、66 番、67 番の件について、第4 地区、近藤明德委員長より協議の模様について報告願ひます。

○1 4 番

それでは、第4 地区の地区委員会での報告をさせていただきます。

農地法第5 条での関係で、66 番、67 番までの案件につきまして、11 月 17 日に地区委員会を開催して、現地確認と事前審査を実施しましたので、その結果について報告いたします。

90 ページですが、太陽光発電で、現地確認を行った結果、周辺農地等の影響もなく、同意も得られておるということで、近くに3 件の民家がありまして、そちらも影響ないと思われます。それから、雨水につきましても先ほど説明がありましたように、設置の畦畔のところ新たに水路を作って、既設の用水路に排水するというので、地区委員会としては設置することに問題ないという判断をいたしました。

次の97 ページの67 番について現地確認を行った結果、周辺に民家もなく、騒音、粉じんに対する問題もないだろうということと、周辺農地の方も同意されておることと、雑排水は公共下水が通っておりますので、そちらに排水する。それから、雨水については敷地内に側溝を設けて、近くに用水路がありますので、そちらに排水することで、このことに

については問題ないだろうということ。特に、この施設につきましては、一営農組合の施設となりますけど、今後、岩村地区に今、3営農あります。それが将来的に3つを1つにすることで、来年、再来年にかけてやることで、特に新しい試みとしてやっていくという方向がありますので、地区委員会としては問題ないだろうと判断いたしました。第4地区といたしましては、66番、67番については問題なく、やむを得ないだろうという案件で判断いたしましたので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

続きまして、68番について、保母直彦委員長より協議の様様についての報告をお願いします。

○17番

では、103ページをお願いします。68番の案件でございます。

現地を確認を行いました。登記簿、現況等も田となっておりますが、説明のように永年に渡って耕作されてない遊休地になっておりました。説明にもありましたが、西側、山林、南北に遊休地となった田が接しておりますが、道路、原野になっておりまして、周辺への農地への影響はないと判断しました。太陽光発電用地予定地ですので、調整池を計画されていて、雨水等の対策も立てられておりますので、問題もないと思われまして。さらに、周辺の反対も聞きませんでした。

その結果、第5地区委員会といたしまして、68番の案件は問題がなく、やむを得ない案件と判断いたしましたので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑、意見等がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

65番の84ページの案件ですが、今、利用権が設定されているという案件ですか。先ほどの話でいくと、誰に利用権がついてるか。

○事務局

86ページ。

○議長

営農のライスセンターの農地。

○事務局

営農のライスセンターですね。■■■■■■です。失礼いたしました。

○議長

飯羽間営農、これは解約された？

○事務局

そうです。農政課に確認しましたら、昨日今日と確認してますが。

○事務局

私から説明します。

11月10日に合意解約書が既に出ておりまして、中間管理機構の事務担当である県の■■■■■■■■■■へ提出されておりまして、11月10日の合意解約の日付で、その処理の文書が間もなく、今日明日に来るということをございました。

○議長

いいです、解約されていれば。まだ、解約がされていないような話でしたので、解約されていないとまずいなと思い確認させていただきました。

それでは、意見として、先ほどの65番の第2地区の案件です。この件については、地区委員会では不許可相当という意見が出てますが、皆さんの御意見はどうでしょうか。

保母委員。

○17番

これって、畑の所有者の異議があったということですよ。

○議長

そうです。

○17番

ちょっと不思議に思うのは、南や西の田の方は、水田の方は了承を得られた。

○議長

承諾を取ってみえます。

○17番

承諾を得られた、合意した。

○事務局

はい。

○17番

その理由が、どうしてそういう意見が分かれたのか。畑だと、特に不利な状況が見えたりしてないでしょうか。

○6番

トマト栽培される方は、■■■■さんから借り取る土地で作ってらっしゃるもんで。

○17番

この下のトマト作っとる人は、渡す側の人に借り取るもんでということですね。

○6番

はい。

○事務局

ほぼ、これ周りは■■■■さんの土地で、そういった関係で譲渡、当然、貸し借りもされてるので、承諾はもうされてるといことになります。

○議長

ということは、田のほうの反対がしにくかったというような感じ？というか、同意せざるを得なかったというか。

○6番

ええ、同意されてます。

○議長

そういうことですね。

○6番

はい。

○議長

ということは、畑を持つてる人の意見のほうが、説得力がありますよね。

○事務局

このビニールハウスが見えてるところについては、■■■■さんという方ですけど、同意をされてるといことになります。反対をされてるのは、その隣のちょっと空き地になっているところですよ。

○議長

立場が同じで、いいよとか、悪いとか言ってんじゃなくて、畑を持つてる人は本当に困ってるということだよ。

○事務局

今のお話を整理しますと、■■■■さんと■■■■さんという2人の名前が出てきまして、86ページの写真を見ていただきますと、赤色枠の申請地の下側のパイプハウス、これ、先ほ

どのお話がありましたトマトの栽培で、■■■■さんが耕作をしておるようです。左のほう、西側になりますけど、ここも伊藤さんの土地ですけど、ここは作ってないですけど、今の■■■■さんが作っておるトマトの土地は伊藤さんの土地で、トマトの■■■■さんが借りて作っておると。これは申請が出てきておる、3条とか、利用権設定されてないですけど、今は■■■■さんがトマトを作っておるそうです。

事務局から行政書士に、これ、ちゃんと同意を得ているのかと確認をしましたところ、土地所有者の隣接同意を得ておるんですが、このトマトの栽培の方、大丈夫かという話を聞きますと、話をされて、トマトを作っておる人も説明をして、同意をされたら事務局で聞いております。

このトマトのハウスの右側の、また違う■■■■さんという方が、ここは私の土地に、今、作物ないので、弊害が出るかはこれからですけど、太陽光の光の反射で農作物に影響があることを理由に反対をされておる。これは、明らかに影響があることで反対したいという話をされておるところです。

○議長

ありがとうございました。

○17番

それは、周辺に反対されたらあかん。

○議長

もう1点、用悪水路。水路は誰の土地を走ってるんですか。確実に反対されとる人の土地が、全く許可は出せないことになるのかな。

○17番

1人でも反対すれば難しい。

○議長

総体的に皆さんの意見を聞いて、地区委員会の判断のとおり、不許可相当で採決を採らさせていただきますてもよろしいですか。

○事務局

参考の話としまして、この話が、この許可に関わる関わらないは別としまして、昨年、私どもが事務局に来る前、岩村町の案件で同じように太陽光の申請があるときに、同意が得られない土地がありまして、そこで審査に上がってきていた時、地区委員会での不許可の相当であるということで、農業委員会での判断は、不許可相当で県へ進達したことが昨

年ありました。

○14番

そのときに、たまたま第4地区だった。第4地区で不許可相当で上げました。そしたら、県が許可して、できてしまった。それはおかしいと思う。ここで反対して上げたのに、県が許可して、知らんうちに太陽光がついている。それはどうなるんだと。今回、どうなるのでしょうか。

○議長

その件については、事務局でないと分からないと思います。

○事務局

これにつきましては、県内で農地法の転用許可、1つ、農地法の3条については、市町村農業委員会の許可で、これは法律の中でも市町村の設置する農業委員会が3条、農地の耕作権、所有権移転、賃借権の設定等は市町村農業委員会が許可することになっております。ただ、転用許可の4条、5条の許可につきましては、岐阜県内で、例えば東濃5市は全て岐阜県知事の許可で下りることとなっております。市町村農業委員会が判断をして、意見を上げます。その後、県の機関で再度、詳細を確認しまして、私ども聞き取りなどを受けるわけですけど、その中で判断をされて、県知事の許可、不許可になりますが、前回は詳細を判断されて、許可をされたところだと思います。

周辺の農地に影響があるかというのは、当然、農地法の転用のところではよく見るべきところでございます。今の隣接の同意が得られるかどうかにつきましては、農地法では、かなり昔、隣地承諾書の添付義務が過去はありましたけど、今、法律の中でも、義務的に農地法の申請書類に隣地承諾がないと許可が出ないことはございません。添付の義務づけはされておられません。

ただ、私ども農業委員会としては、周囲が農地に影響があることで判断して、反対されとることで、前回、そういった反対があれば、周囲の方、農地に影響があるといった反対があれば、不許可相当であると当時は出した。それは県へ上がりますので、最終的に県が妥当かどうかを判断されますので、そこは県知事許可であり、こちらとしてはそれをもっておかしいんじゃないかという思いも、県が影響がないという判断されると許可にされてしまうところがございますので。

あと、権限移譲を市町村側が持つということで、県と協議をして、農林水産大臣が何々県の何市は市町村農業委員会の許可を移譲しますと、協議をした結果、それを農林水産大

臣が許可すれば、市町村の農業委員会が許可するところはございます、県内でも。そこは、独自に市町村農業委員会が県と協議をして、うちが許可権限を持ちますというようなことを協議をして、そういったところは、市町村農業委員会が転用まで許可をしるところはあります。

ですが、恵那市については、農業委員会の意見をつけて県へ上げたものは、最終的に県知事の許可になるので、そういったところで問題ないと見て、許可をされたと思われま。権限を県知事許可、県が持っておるところです。

○事務局

あと、先ほど御質問のあった水路ですけど、土側溝を含めて、全て■■■■さんの、譲渡される人の土地になっています。

○14番

全然、ピントがずれとるかもしれません。地域計画あるじゃないですか、その関係はどうなんですか。例えばうちの場合だと、ライスセンターは今のところ、太陽光のとは外れとるという話だったらいいんだけど、5条の中で入るとと、それも外してかないかんと思うわけよ。

○議長

そのとおりです。地域計画と農振農用地を同時に除外すること。

○14番

同時進行していかと、この前の審議会じゃないけど、そこは外れとらんといかんで、やっぱり許可ができたら、申請と一緒にやっていかんと、片落ちになっちゃうといかんかなと思うので、そこら辺も注意してやっていかんとあかんかなと思いますので、お願いします。

○事務局

おっしゃるとおりですので、こういった問合せがあるときには、例えば候補地を業者が探して、うちに結構、問合せが来ることがありまして。農振農用地と地域計画の中に入ってるのかというのは、まずうちも確認した上でお答えをしています。ただ、何かのことで逆転が起きてしまった場合は、そういったことで協議を諮って、外していくことは必要だと思います。

○事務局

今の話につきましては、新しい委員さんにつきましては、地域計画が何かというのは、

多分、まだまだ分からないと思いますので、これについては、今後の農業委員会の総会の後か前かどちらかで、研修で皆さんに知っていただく機会を設けさせていただきたいと思っています。

農業振興地域の農振地域とっておる、農業用振興地域の農用地区域、これは守るべき農地を転用するといったときは、農用地区域は守っていく農地だと、それを外していかないかんということで農振除外等やっております。

それとは別に、令和7年3月に国が各市町村で地域計画を定めることをしなさいということで、もう三、四年前から各市町、農業委員会に、地域で担い手が守る農地の目標地図を作ってください。それは、農振農用地とは別に地域の中で担い手となる、例えば何々営農組合さんとか、認定農業者の方々、誰々さんがこの土地は将来、10年、20年先も守っていきますよ、みんなで決めてくださいという区域を定めております。

地域計画は、13地域、皆さんのそれぞれ地区に1つつございます。大井、長島、東野、上矢作、山岡、明智等、地区ごとに地域計画を作っておりまして、そこも農用地として担い手が守るべき農地は、そこには転用できんよということは、国のほうで農振農用地とプラスして地域計画の農地、担い手が守る、やっていく農地は、あらかじめ同意があって管理することになります。

そこは、今、農政課が書類を出してますけど、農業委員会と農政課が調整をして、農振農用地、地域計画も確認して、やっております。そのことについては、またおいおい説明をする機会は設けさせていただきたい、農政課に来ていただいとっておりますので、お願いします。

○議長

ということで、65番は隣地承諾がなくて、農地が、ここが保全できることが保証されないということで、不許可相当で採決を採らさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○14番

不許可で、ということですか。

○議長

不許可ということです。

それでは、議案第54号の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、65番については不許可相当、それ以外の62から68番については許可相当と認

以上で、本日の議事日程をいたしますので、職務代理者よりこの後の進行をお願いします。

○職務代理者

これをもちまして、令和7年第12回恵那市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、お御苦労さまでした。

引き続き、事務局よりこの後の連絡事項等ありましたら、よろしく願いいたします。

○事務局

皆様、ありがとうございました。連絡事項、よろしいですか。

○議長

少しお願いがありまして、最後の報告、農地法第4条第1項第8号の届出の件ですけど、農業委員の了承と確認が最後、必要となっておりますので、ここをサインされますと、届出ですので、事務局へ持ってこられると、全て受けるようなことになってしまいますので、よく現地のほうの確認だけは必ずしてください。

確実に分かってみえればいいですけど、もしかして不安のある場合でしたら、必ず現地の確認をして、そこにサインをよろしく願いいたします。

あと、これが終わりましたら、今日の議案の中で分からないこと等もあると思いますので、僕も残りますし、事務局も残りますので、質問があれば残っていただいて、今日の案件について分からないことがあれば聞いてください。よろしく願いいたします。

事務局、お願いします。

○事務局

今の届出の件は、もし提出を受けましたら、すぐ事務局にいただければと思いますので、会長さんの言われたとおり、1回受理をすると、あと、それを訂正したりというのはなかなか難しいので、何年か前というか過去に、本当は転用の案件だったけど届出が出てきてしまって、後から作り直すことがありましたので、また現地確認、不明な点は事務局へどんどん聞いていただければと思います。

[事務局から連絡事項を報告]

○議長

連絡はこれで終わりで、解散してよろしいですか。

○事務局

はい。これで終了いたします。

○議長

農地法など疑問がある方は残って行ってください。それ以外の方はこれで解散です。
お疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 4 番

議事録署名者 5 番